

東松島市学校給食センター
維持管理運営包括委託事業

事業実施方針

令和7年6月9日

東 松 島 市

< 目 次 >

第 1	事業実施方針の位置付け	1
第 2	事業概要等	1
1	事業概要	1
2	事業実施方針に関する手続等	3
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	基本的な考え方	4
2	募集及び選定のスケジュール（予定）	4
3	応募者の備えるべき参加資格等	5
4	提案書の審査等に関する事項	7
5	審査結果及び評価の公表方法	8
6	包括委託契約に関する基本的な考え方	8
7	提案書の取扱い	8
第 4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項	9
1	予想される責任及びリスクの分類と分担	9
2	提供されるサービス水準	9
3	市による業務実施状況の監視（モニタリング）	9
第 5	施設等の立地条件及び施設等の概要等	1 0
1	施設等の立地条件	1 0
2	施設の概要	1 0
第 6	事業実施方針添付書類等	1 1

第1 事業実施方針の位置付け

この事業実施方針は、東松島市が東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業の実施に向けて、その事業概要とともに事業者の募集及び選定のための手続等に関する考え方を提示するものである。

第2 事業概要等

1 事業概要

(1) 事業名称

東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設

東松島市学校給食センター（本体施設とともに附帯施設を含む、以下総称して「施設等」という。）

(3) 事業目的

東松島市（以下「市」という。）は、平成23年度から東松島市学校給食センターにおいて、市立の小学校及び中学校の学校給食を民間事業者の技術的能力等を活用したPFI事業（以下「現事業」という。）により実施してきたが、当該現事業は、令和8年3月末に事業期間が終了する。

市は、現事業の終了後においても、引き続き、学校給食を適切な衛生管理のもとで提供する給食事業を継続していく方針である。そのため、本事業では、民間事業者の技術的能力等を活用した包括委託事業により、現事業で整備された施設等を継続して利用し、当該施設等の維持管理業務及び給食の運営業務を実施することで、より良い学校給食を提供することを目的とする。

(4) 事業方式

本事業の事業方式は、施設等の維持管理業務及び給食の運営業務を包括的に実施する包括委託事業とする。

(5) 事業内容

事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）の範囲は、以下に掲げるとおりとする。

① 維持管理業務

ア 開業準備・引継業務

イ 建築物保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

ウ 建築設備保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

エ 附帯施設保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

オ 外構等保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

カ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の日常修繕・日常更新業務、食器食缶等の修繕・更新業務、施設備品の日常修繕・日常更新業務を含む。）

キ 清掃業務

- ク 警備業務
- ケ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- コ 計画修繕・計画更新業務のための施設等調査業務

② 運営業務

- ア 開業準備・引継業務
- イ 食材検収補助業務
- ウ 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- エ 衛生管理業務
- オ 食物アレルギー対応食調理業務
- カ 配送・回送業務
- キ 食器食缶等の洗浄・保管業務
- ク 残滓処理業務
- ケ 運営備品調達業務等（配送車両の調達及び維持管理を含む。）
- コ 開業準備業務
- サ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務、食数調整等とする。

また、米飯・パン・牛乳については、市契約業者から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営業務に含まない。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する包括委託契約の締結日から令和 18 年 3 月末日までとする。

(7) 事業のスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 7 年10月下旬	優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定及び公表
令和 7 年11月上旬	優先交渉権者との基本協定の締結
令和 7 年12月下旬	事業者との包括委託契約の締結
令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月	維持管理業務及び運営業務のうち開業準備・引継業務の期間
令和 8 年 4 月～令和18年 3 月	維持管理業務及び運営業務のうち開業準備・引継業務以外の期間（給食提供の期間）

(8) 支払に関する事項

市の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における維持管理業務及び運営業務に係る対価からなる。

市は、維持管理業務及び運営業務に係る対価であって、市と事業者との間で締結する包括委託契約に定める額を、給食提供の期間（令和 8 年 4 月から令和 18 年 3 月までの間）の 10 年間にわたり、年 4 回の四半期毎に支払う。なお、開業準備・引継業務の期間（令和 8 年 1 月から 3 月までの間）の維持管理業務及び運営業務のうち開業準備・引継業務に係る対価は、給食提

供の期間（令和 8 年 4 月から令和 18 年 3 月までの間）の維持管理業務及び運営業務のうち開業準備・引継業務以外の業務に係る対価とあわせて支払うことに留意すること。

なお、これら対価のうち、維持管理業務に係る対価にあつては、応募者が提案する一定の額（平準化した額）を各期に支払うものとする。

一方で、運営業務に係る対価にあつては、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金は、応募者が提案する一定の額（平準化した額）を各期に支払うものであり、変動料金は、応募者が提案する 1 食当たりの単価に基づき提供食数に応じて支払うものである。

運営業務のうち、固定料金には、提供食数に関係なく生じる調理人件費及び諸経費等が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費及び諸経費等が含まれると想定しているが、固定料金と変動料金の具体的な構成区分や構成割合については、応募者の提案に委ねるものとする。

また、本事業における光熱水費（配送車の燃料を除く。）の支払は市の負担とするが、実際の光熱水量が、現事業の光熱水量よりも一定の範囲より上回る場合は、当該上回る光熱水量に相当する光熱水費については事業者の負担とする。

これらの支払に関する事項の詳細については、募集要項等にて提示する。

2 事業実施方針に関する手続等

(1) 事業実施方針に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表

事業実施方針に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。

① 事業実施方針に関する質問・意見の受付

ア 受付日時 / 令和 7 年 6 月 16 日（月）から 6 月 18 日（水）午後 5 時まで

イ 提出方法 / 事業実施方針に関して質問・意見がある事業者等は、その内容を【様式 1 事業実施方針に関する質問書】、【様式 2 事業実施方針に関する意見書】にて簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「包括委託質問意見」の件名で送付すること。

ウ 提出確認 / 電子メールの受領を確認した後、翌開庁日中に、本事業に関する窓口から当該受領したことを知らせるメールを返信する。返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。

② 事業実施方針に関する質問回答・意見公表

ア 質問回答の公表 / 提出のあった質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 27 日（金）に、市のホームページにて公表する。

イ 意見の公表 / 提出のあった意見は、質問に対する回答の公表と同時に、市のホームページにて公表する。ただし、非公表を希望する旨の意思表示があり、かつ、市がそのことが妥当であると判断した場合には、当該意見については公表しない。

③ 意見に対するヒアリング

事業者等から提出された質問・意見のうち、市が必要であると判断した場合には、直接ヒアリングを行うことがある。

(2) 事業実施方針の変更

事業実施方針に関する事業者等からの質問・意見を踏まえ、事業実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、事業実施方針の変更が重要事項に及ぶ場合は、事業実施方針（変更）を市のホームページにて公表する。また、事業実施方針の変更が軽易な場合については、募集要項等の公表において提示する。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 基本的な考え方

本事業は、維持管理・運営の各業務を通じて、事業者に安全・安心で、効率的かつ効果的な学校給食の提供を、安定的かつ継続的に求めるものである。

したがって、事業者の選定に当たっては、応募者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、透明性及び公平性が確保されることに十分配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 募集及び選定のスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年7月下旬	募集要項等の公表
8月上旬	募集要項等に関する質問の受付（1回目）
8月下旬	募集要項等に関する質問回答の公表（1回目）
9月上旬	参加表明書及び参加資格審査申請書の受付
9月中旬	参加資格審査結果の通知
9月上旬	募集要項等に関する質問の受付（2回目）
9月中旬	募集要項等に関する質問回答の公表（2回目）
9月中旬	施設見学会
10月中旬	提案書の受付
10月下旬	優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）
10月下旬	優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定及び公表

(1) 募集要項等の公表

事業実施方針に関する質問回答・意見等を踏まえ、募集要項等（募集要項、様式集、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等）を市のホームページにて公表する。

(2) 募集要項等に関する質問回答（1回目、2回目）

募集要項等に関する質問を受け付け、質問に対する回答を行うものとする。具体的な日程等は、募集要項等にて提示する。

(3) 参加表明書及び参加資格審査申請書の受付、参加資格審査結果の通知

応募希望者より、参加表明書及び参加資格審査申請書に必要な書類を受け付ける。参加資格審査結果は、応募希望者に通知する。なお、参加表明書及び参加資格審査申請書の具体的な日程等は、公募要項等にて提示する。

(4) 施設見学会

東松島市学校給食センター（施設等）に関する見学（個別）の受付、同見学（個別）を実施する。具体的な日程等は、募集要項等にて提示する。

(5) 提案書の受付

応募者（参加資格審査の通過者）より、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書を受け付ける。提案書の審査に当たって、応募者によるプレゼンテーション及び応募者へのヒアリングを行うものとする。なお、提案書の具体的な日程等は、募集要項等により提示する。

(6) 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定並びに決定及び公表

審査委員会による優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定を受け、市が優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定し、応募者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

(7) 基本協定書の締結、審査講評の公表、包括委託契約書の締結

市は、事業者との包括委託契約書の締結に先立って、優先交渉権者と本事業に係る基本協定書を締結する。なお、市は、基本協定書の締結後、審査講評及び審査の詳細について公表する。

また、市は、基本協定書の締結後、包括委託契約書の文言の明確化等を行い、事業者と包括委託契約書を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格等

(1) 応募者の参加資格

応募者は、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者等で構成されるものとする。

応募者は、単独企業（建築物・建築設備等の維持管理、調理設備等の維持管理及び運営を単独の企業で実施する。以下「応募企業」という。）とすることも、複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とすることも可能とする。いずれの場合も参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時には、応募企業又は応募グループの構成員に、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者が含まれていることについて明らかにすること。

なお、事業者（SPC）及び建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理維持管理に当たる者及び運営に当たる者は、市が募集要項等（主に「要求水準書」）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

応募グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- ① 参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が応募に関する手続を行うこと。
- ② 参加表明書及び参加資格審査申請書により応募の意思を表明した応募グループの代表企

業の変更は認めない。

- ③ 参加表明書及び参加資格審査申請書により応募の意思を表明した応募グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、市が承諾した場合に限り、提案書の受付期限日の前日までにおいて、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができるものとする。
- ④ 応募企業又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の応募企業又は応募グループの構成員の協力企業としての重複参加も認めない。なお、複数の応募企業又は応募グループの構成員の協力企業として参加することを妨げるものではない。

(2) 応募企業又は応募グループの構成員の参加資格

応募企業又は応募グループの構成員のうち、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者は、それぞれ以下に掲げる参加資格を満たすこと。複数の参加資格を満たす者は、複数の業務を実施することができる。

① 応募企業又は応募グループの構成員共通

- ア 令和7年度東松島市競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- イ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ウ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

② 建築物・建築設備等の維持管理に当たる者

学校給食施設又は民間調理施設の維持管理業務の実績を有していること。

③ 調理設備等の維持管理維持管理に当たる者

ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法施行規則に定める特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守・修繕・更新の実務実績を有していると。

③ 運営に当たる者

- ア HACCP対応施設に対する必要な知識を有していること。
- イ 学校給食施設、あるいは、集団調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）における調理業務実績を有していること。

(3) 応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業の制限

以下に該当する者は、応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業になれないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中の者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中の者
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑥ 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領による指名停止の期間中である者

- ⑦ 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 20 年訓令甲第 50 号）第 3 条の規定に該当する者
- ⑧ 応募資格審査申請書の受付期限日において、国税又は地方税を滞納している者
- ⑨ 市が本事業について、次期事業手法調査検討業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関する次期事業手法調査検討業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は当該業務について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）。

※ 資本面若しくは人事面において関連がある者

ア 資本面において関連がある者

次のいずれかに該当する二者の場合（ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）の定義を適用する。

イ 人事面において関連がある者

次のいずれかに該当する二者の場合（ただし、下記 b) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本面若しくは人事面において関係があると認められる場合

(4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書の受付期限日とする。

なお、提案書の受付期限日から基本協定の締結の日までに応募者の備えるべき参加資格等を欠く応募企業及び応募グループは失格とする。

また、本事業の応募手続において、その公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定書の締結の日を越える日以降であっても、関係する応募企業及び応募グループの応募を無効とする場合がある。

4 提案書の審査等に関する事項

(1) 基本的な考え方

- ① 審査は、学識経験者の意見をあらかじめ聴取のうえ、市の職員等で構成する審査委員会において行うものとし、具体的な事業者選定基準は、募集要項等にて提示する。
- ② 審査委員会においては、事業計画、維持管理計画、運営計画、提案全体計画、提案金額等の各面から総合的に提案書の審査を行い、優先交渉権者及び次順位交渉権者を選定する。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

① 参加資格審査

応募者の備えるべき参加資格に関する適格審査

② 提案審査

ア 提案金額に関する適格審査

イ 基本的要件に関する適格審査

ウ 事業者選定基準に基づく、事業計画、維持管理計画、運営計画、提案全体計画、提案金額等の総合的な提案内容の審査

5 審査結果及び評価の公表方法

提案書の審査による優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定を受け、市が優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定し、応募者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。なお、市は、基本協定書の締結後、審査講評及び審査の詳細について公表する。

6 包括委託契約に関する基本的な考え方

(1) 包括委託契約の概要

優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定後速やかに、市は、事業者との包括委託契約書の締結に先立って、優先交渉権者と本事業に係る基本協定書を締結する。また、市は、基本協定書の締結後、包括委託契約書の文言の明確化等を行い、事業者と包括委託契約書を締結する。

包括委託契約では、維持管理・運営の各業務について包括的かつ詳細に規定する令和18年3月末日までの契約となる。なお、基本協定書（案）、包括委託契約書（案）は、募集要項等にて提示する。

(2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、市との包括委託契約書の締結までに、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を東松島市内に設立する。

なお、応募企業又は応募グループの構成員による、SPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。応募者グループの構成員による出資は必須要件ではないが、応募グループの代表企業、運営に当たる者は必ず出資するものとする。また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならない。

すべての出資者は、包括委託契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

7 提案書の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を、応募者の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。なお、本事業に関

して提出された提案書等の書類は返却しない。

(2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

1 予想される責任及びリスクの分類と分担

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を受けることを目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由があるリスクについては、この限りではない。

(2) 本事業におけるリスク分担

本事業におけるリスク分担は、事業実施方針に関する質問回答及び意見等を踏まえ、募集要項等（主に「包括委託契約書（案）」）にて提示する。

(3) 保険

市が事業者を求める保険の種類は、募集要項等にて提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、募集要項等（主に「要求水準書」）にて提示する。

3 市による業務実施状況の監視（モニタリング）

(1) モニタリングの実施

市は、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定している水準並びに提案書において応募者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の業務実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

① 開業準備・引継業務段階

市は、事業者によって行われた開業準備・引継業務について、要求水準書に規定している水準並びに提案書において応募者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。事業者によって行われた開業準備・引継業務は、維持管理・運営業務を実施するに当たって、必要かつ十分なものでなければならない。

② 維持管理・運営業務段階

市は、事業者によって行われた維持管理・運営業務について、要求水準書に規定している

水準並びに提案書において応募者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。事業者によって行われた維持管理・運営業務は、学校給食の提供に当たって、安全・安心で、効率的かつ効果的、安定的かつ継続的なものでなければならない。

③ 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、決算書類により財務の状況について、市に報告しなければならない。
なお、当該報告には、監査に関する事項を含むものとする。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法は、募集要項等にて提示する。

(4) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(5) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、包括委託契約で定められた要求水準が維持されていない場合、市は事業者に対して、該当業務の改善勧告又は一定の経過措置期間を経た後に支払金額の減額措置を行う。減額の考え方は、募集要項等にて提示する。

第5 施設等の立地条件及び施設等の概要等

1 施設等の立地条件

- (1) 計画位置 東松島市川下字内響 131 番 97
奥松島ひびき工業団地
- (2) 敷地面積 6,547.71 m²
- (3) 隣接道路 市道川下工業団地 1 号線（現況幅員約 6 ～ 9 m）
- (4) 地域指定 工場立地法工場適地

2 施設の概要

- (1) 供給能力 1 日当たり 4,500 食（食缶方式）、1 献立
※ 本事業においては、1 日当たり概ね 3,000 食程度となる。詳細は、募集要項等で提示する。
- (2) 施設規模

構造種別	本体施設	鉄骨造
	附帯施設	鉄骨造
階 数	本体施設	地上 2 階
	附帯施設	地上 1 階
延べ面積	本体施設	約 2,556m ²
	附帯施設	約 57m ²
- (3) 主要機能

本体施設	給食エリア、事務エリア、その他エリア
附帯施設	ゴミ置場、廃水処理施設、受水槽、浄化槽 等

第 6 事業実施方針添付書類等

【様式 1】事業実施方針に関する質問書

【様式 2】事業実施方針に関する意見書

本事業に関する窓口

東松島市教育部学校給食センター

住所 : 〒981-0304 東松島市川下字内響 131-97 奥松島ひびき工業団地

電話 : 0225-24-9409

E-mail : kyusyoku@city.higashimatsushima.miyagi.jp